

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例				
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第3号	法 規 集	第6編第1章第2節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課				
条 例 の 概 要	生活保護法第39条第1項の規定に基づく同法第38条第1項に規定する保護施設の設備及び運営に関する基準を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、生活保護法第39条の規定に基づき、配置する職員及びその員数その他の保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものであるから、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例の内容で保護施設は利用者に対し、健全な環境の下で、職員による適切な処遇を行うよう機能し、また、実績においても定員に対する利用者数が定員相当数で推移していることから有効性が認められる。			【施設数】3施設 【利用者数】 (定員180) R5年 174 R4年 181 R3年 184 R2年 185 H31年 187 (各年3月31日現在) ※定員変化なし
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める設備及び運営に関する基準は、令和3年度に国の「救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、本条例を国の基準と整合するように改正していることから、明確かつ限定的であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、生活保護法に基づく施設の設備及び運営に関する基準であり、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の政策分野IV「健康・福祉」の主要施策「生活を支える福祉の充実」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	生活保護法第39条に基づき、施設の設備及び運営に関する基準を定める条例であり、憲法、法令に抵触しない。			

	その他		
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 条例の運用上の課題は見受けられないため。
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4	改正及び運用の改善等を検討する。	
	5	廃止を検討する。	